

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（養殖施設）
発生日時	令和3年12月9日 04時27分ごろ
発生場所	大分県 ^{おおいき} 佐伯市大島西方沖 豊後大島港 ^{ぶんなくし} 船隠防波堤灯台から真方位299°850m付近 （概位 北緯32°58.6′ 東経132°04.0′）
事故の概要	遊漁船 ^{だいく} 第三大黒丸は、航行中、養殖施設に衝突した。
事故調査の経過	令和3年12月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 第三大黒丸、6.1トン OT2-3695、個人所有 第294-18554号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ翼に曲損 養殖施設 網及び浮子に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、釣り客11人を乗せ、遊漁の目的で、船長が手動操舵で操船し、約11.2ノットの対地速力で、大島西方沖を東進していた。</p> <p>船長は、左舷船首方にほぼ同時に出港した同業者の遊漁船が、本船よりも先に釣り場に到着していたので気になり、同遊漁船に意識を向けて左転したところ、衝撃を受け、周囲を確認したところ、養殖施設に衝突したことに気付いた。</p> <p>船長は、知人に救助の要請と所属の漁業協同組合への連絡を依頼し、連絡を受けた漁業協同組合担当者が海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>釣り客は、来援した僚船で発航した佐伯市^{かづらみなと}葛港の船溜まりに戻り、本船は、翌日クレーン台船により引き揚げられ、同船溜まりに帰港した。</p> <p>船長は、慣れた海域で養殖施設の場所を知っていたが、本事故当時、ほぼ同時に出港した遊漁船が本船よりも先に釣り場に到着していたので、同遊漁船に意識を向けており、養殖施設の存在を示す標識灯に気付かず、また、レーダーで自船の位置を確認せずに、養殖施設を通過したと思い込んで本船を左転させてしまったと本事故後に思った。</p>

分析	<p>本船は、東進中、船長が、先に釣り場に到着していた遊漁船に意識を向けて航行し、自船の位置を確認せずに養殖施設を通過したと思い込んで左転したことから、養殖施設に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、東進中、船長が、先に釣り場に到着していた遊漁船に意識を向けて航行し、自船の位置を確認せずに養殖施設を通過したと思い込んで左転したため、養殖施設に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、慣れた海域であっても、特定の船舶や方向のみに意識を向けることなく目視で養殖施設の標識灯を確認したり、レーダーを適切に使用して自船の位置を確認したりするなどして周囲の適切な見張りを行うこと。